

市では、都市基盤の整備として、平成3年度から公共下水道工事に着手し、平成24年4月2日(月)使用開始区域を含め約423haの区域で下水道が使用できるようになりました。

今年度も新たな対象区域を4月2日(月)付で公告し、「受益者負担金」を賦課します。

なお、使用できる区域・時期(供用開始区域・時期)については、整備の進み具合により広報などでお知らせします。

下水道事業 受益者負担金の賦課徴収区域が拡大されます

問合せ先 市役所上下水道グループ
☎52-1111(内線291・292)

受益者負担金とは

下水道を整備するには多額の費用が必要です。道路や公園などのように、だれもが利用できる施設と違い、下水道のように特定の方だけが利用できる施設の建設費を税のみでまかなうとすると、利益を受けない方にも同じ負担をさせることになり、公平性を欠くことになります。

そこで、下水道の整備により利益を受ける方に建設費の一部を負担していただくのが受益者負担金です。

負担金を納めていただく方

今年度、公告された賦課対象区域内に土地を所有している方です。その土地に地上権、質権、使用权貸借または賃貸借権がある場合は、その権利者が受益者となる場合もあります。

負担金の対象となる土地

今年度、公告された賦課対象区域内(下水道整備区域内)にある宅地、雑種地、田畠などすべての土地が対象となります。

なお、この負担金は固定資産税などとは異なり、毎年賦課される

ものではなく、その土地に対して一度かぎりのものです。

(3)災害などにより納付が困難な受益者が所有または使用している土地

(4)生活保護を受けている受益者が所有し、または使用している土地などがあります。

負担金の額

負担金は、土地の面積(公簿面積)に応じてかかります。土地1平方メートルあたり350円です。

例えば、190m²の土地の負担金額は、190m² × 350円 = 6万6,500円となります。

負担金の納付方法

平成24年度に負担金を決定した区域は、本年9月より負担金を賦課します。この負担金の納付方法には、年2回払いの5年分割納付と一括納付の2通りがあり、一括納付の場合は、前納報奨金が交付(一定の割合で減額)されます。なお、一括納付の対象となるのは、第1期の納付期限までです。また、前納報奨金の限度額は最高25万円です。

負担金の徵収猶予

申請により負担金の徵収猶予が受けられる土地には、

①地目および現況が農地・山林などの土地

②係争中の土地



受益者の申告

土地所有者の方に地目・面積などを記載した「受益者申告書」を送りますので確認のうえ、申告手続きをしてください。